

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等改定のお知らせ

南郷信用金庫（理事長 古澤 秀樹）では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）などを踏まえ、平成23年5月から、預金取引等の各種規定を改定し、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項（「暴力団排除条項」）を導入しました。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客様にも適用されます。

記

1. 実施内容

(1) 普通預金規定、定期性預金規定を改定し、新たに暴力団排除条項を盛り込みました。

(2) 普通預金口座の開設など各種取引のお申し込みの際に、お客様が反社会的勢力に該当しないこと等の表明・確約を行なっていただきます。

なお、本表明・確約をいただけない場合には、お取り引きをお断りいたします。

(3) お取り引き開始後に、反社会的勢力に該当することおよび上記(2)の表明・確約に関して虚偽の申告が判明した場合には、お取り引きを停止、または解約させていただきます。

2. お客様へのお願い

南郷信用金庫では、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを行なってまいりますのでご理解、ご協力賜われますようよろしくお願い申し上げます。

以上

南郷信用金庫